

| 陸 上 自 衛 隊 仕 様 書 | | | |
|-----------------|------------|-------------|--|
| 物 品 番 号 | 仕 様 書 番 号 | | |
| ベンチュリーブース修理役務 | NV-Z210015 | | |
| | 防衛大臣承認 | 令和 年 月 日 | |
| | 作 成 | 令和6年 2月5日 | |
| | 変 更 | 令和 年 月 日 | |
| | 作成部隊等名 | 北 海 道 補 給 処 | |

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処において実施するベンチュリーブース修理役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z500002Qの1.2による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z500002Q 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

2 役務に関する要求

2.1 役務実施場所

役務実施場所は、北海道恵庭市西島松 308 番地 陸上自衛隊島松駐屯地 北海道補給処整備部 #35 とする。

2.2 修理の要領

2.2.1 修理器材

修理器材は、表 1 のとおり。

表 1 - 修理器材

| No. | 品 名 | 数量 |
|-----|---------------------------|------|
| 1 | ベンチュリーブース (株) アネスト岩田 VB35 | 1 ST |

2.2.2 ベンチュリブース設置場所

ベンチュリブース設置場所は、別紙 1 による。

2.2.3 ベンチュリブース修理要領

ベンチュリブース修理役務は、本体を確認した後、契約の相手方の責任において、完全に実施するものとし、実施要領は附属書 A による。

2.3 使用材料

修理等に必要なる材料及び器材は、契約の相手方が準備するものとする。

2.4 外観

修理後の外観は、使用上有害なきず、割れ、その他欠陥がなく、各部の機能が良好なものとする。

3 品質保証

3.1 検査など

修理後の試験などは、官側立会のうえ、提出書類を確認し外観・機能検査後に引き渡しを行うものとする。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める、監督・検査実施要領による。

3.3 品質保証期間

修理に伴う品質保証期間は、検査合格の日から、1年間とする。

4 その他の指示

4.1 提出書類など

提出書類などは、表2によるものとし、これ以上の書類を必要とする場合及び細部については契約担当官等の指示による。

表2-提出書類

| No. | 提出書類 | 部数 | 提出時期 | 備考 |
|-----|--------------|----|----------|-------------|
| 1 | 承認用書類 | 1 | 契約後速やかに | 様式随意 |
| 2 | 作業記録（役務完了調書） | 1 | 各日の作業終了後 | 様式は、様式1による。 |

4.2 駐屯地への立入り要領など

駐屯地への立入り要領は次による。

- a) 駐屯地への立入りに際しては、当該駐屯地所定の立入り手続きを行うものとする。
- b) 駐屯地の中で作業を行う場合、駐屯地内での行動（出入門手続き・火気取扱い・作業用通路など）は、当該駐屯地の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して行うものとし、作業地域以外への立入りを禁止する。

なお、やむを得ず当該地域以外への立入りを必要とする場合には、契約担当官等に申し出るものとする。

- c) 作業の実施に当たっては、午前8時15分から午後5時までの平日を基準とし、その時間を超える場合は、契約担当官等及び駐屯地管理者との調整により所要の手続きをとるものとする。

4.3 電気など

電気及び水の使用に関して、官側の物を使用する場合は有料とする。

4.4 秘密保全など

秘密保全などは、次による。

- a) 契約の相手方は本契約の履行にあたり、直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用その他への公表などは防衛省の許可なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。
- b) 契約の相手方は、官側の施設内の場合、役務実施場所以外においても無許可の撮影をしてはならない。

4.5 安全管理

安全管理については、必要に応じて保安灯などの危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に対しても注意を喚起するものとする。また、作業の工程毎に安全に対する検討を行い、必要な措置を講ずるなど、安全管理を徹底するものとする。

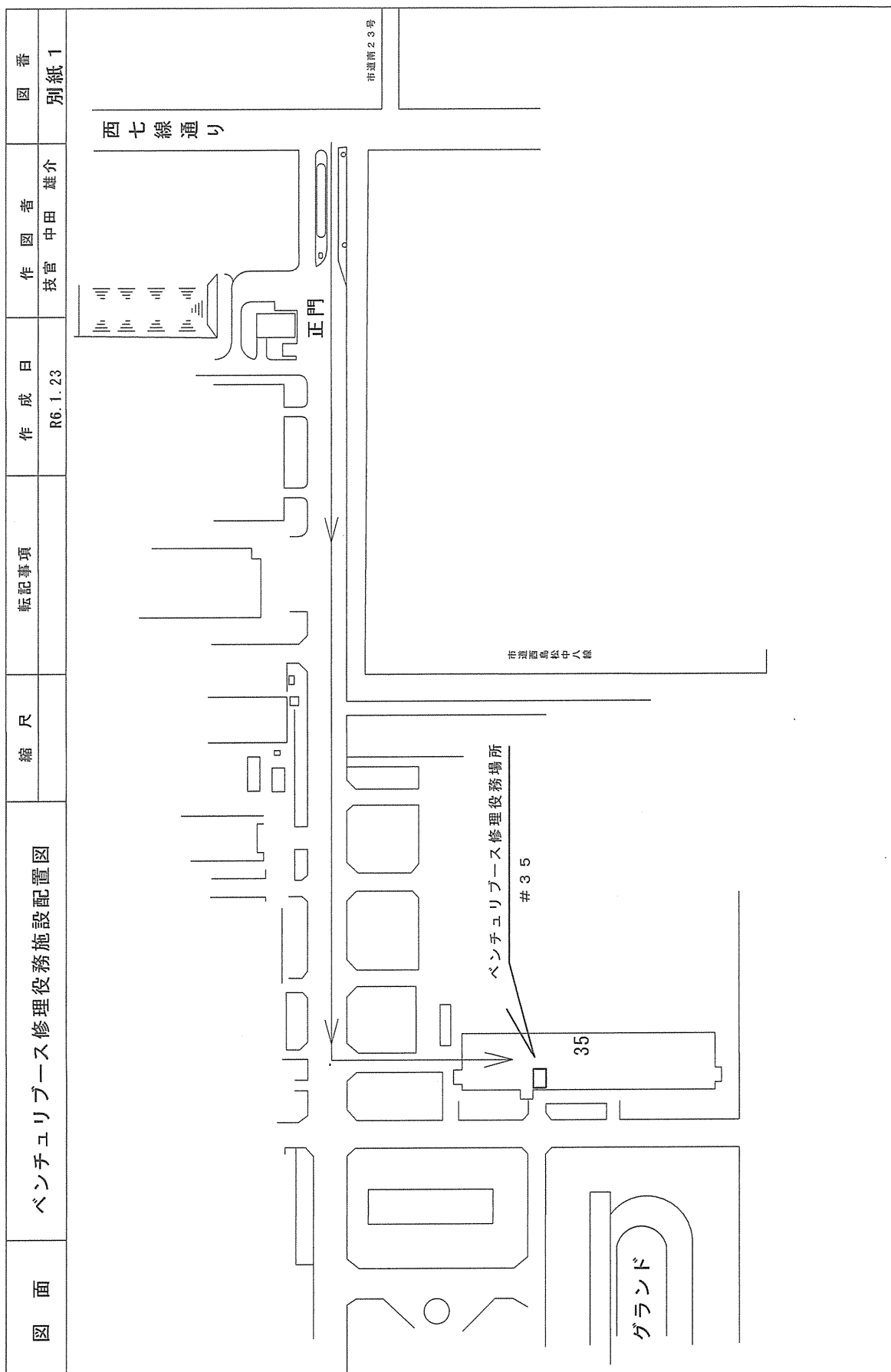
4.6 仕様書に関する疑義

仕様書の内容について疑義を生じた場合は、すべて契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

4.7 その他

その他は、次による。

- a) 役務履行で発生した梱包材，産業廃棄物は，官側へ返納するものを除き契約の相手方において処分するものとする。
- b) 本役務に際し，駐屯地内の施設などに損傷を与えないよう充分注意して施工するものとし，万一破損させた場合は，速やかに契約担当官等に報告するとともに契約の相手方の負担において原形に復旧するものとする。
- c) 本役務終了時には，整理・清掃を確実に行うとともに，仮設物などの撤去を役務期間内に完了しなければならない。
- d) 契約について第三者に請け負わせる場合は，「入札及び契約心得」で定める「下請負承認申請書」を契約担当官に提出し，承認を受けるものとする。



別紙1ーベンチュリブース修理役務施設配置図

| 作業記録（役務完了調書） | | | |
|--------------|------|------|----------|
| 実施年月日 | | 検査官 | 監督官 |
| 契約業者名 | | | |
| 実施場所 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 作業内容 | | | |
| 作業細部 | 実施時間 | 実施者名 | 必要事項又は所見 |
| | | | |

様式1－作業記録（役務完了調書）

附属書 A (規定) 修理要領

A.1 適用範囲

この附属書は、本体の 2.2.3 に基づき、修理要領について規定する。

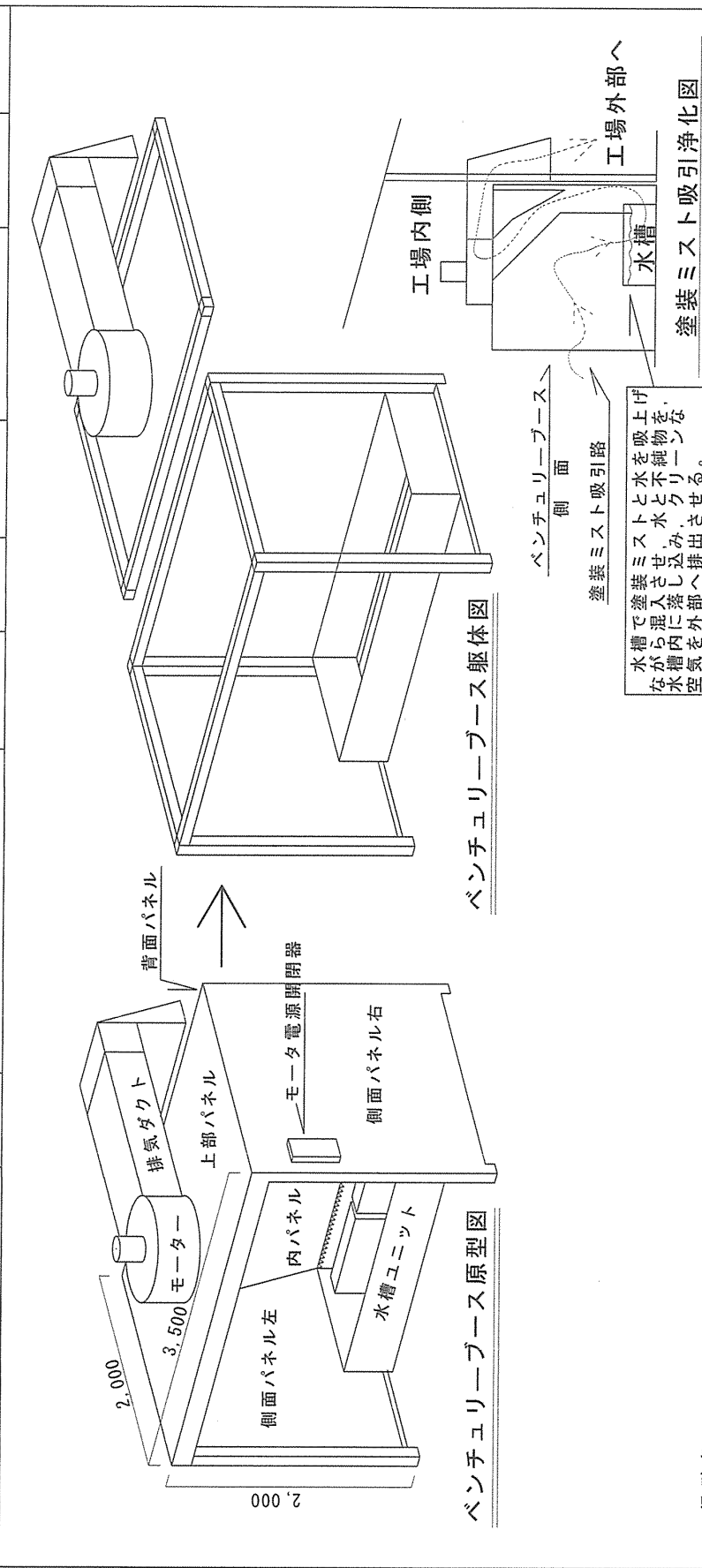
A.2 修理要領

修理要領は、別紙 2、ベンチュリブース修理指示図による。

A.3 ベンチュリブース修理役務に伴う発生材の処置要領

ベンチュリブース修理役務に伴う発生材は、契約の相手方の責任に於いて処置を行うこと。

| | | | | | | | | | | |
|--------|-------|----|----------------|------|--|-------|----------|------|------|-----|
| 駐(分)屯地 | 島松駐屯地 | 図面 | ベンチュリーブース修理指示図 | 建物番号 | | 作図者 | 技官 中田 雄介 | 図面番号 | 及び番号 | 別紙2 |
| | | | | | | 作成年月日 | 6.1.26 | | | |



役割概要

水により著しく腐食が進行しているパネル・水槽ユニット、モーター類を交換し、機能を回復させる。

細部

側面パネル左・右、水槽ユニット、内パネル、上部パネル（照明込）、背面パネル、モーター及び電源開閉器を外し、ベンチュリーブース躯体図に示す状態に分解を行い、契約の相手方が準備した側面パネル左・右、水槽ユニット、内パネル、上部パネル（照明込）、側背面パネル、モーター電源一式を、ベンチュリーブース原型図の状態に復元し、塗装ミスト吸引浄化図に示す構造で、本来機能回復を行う。

また、電源接続部は、8sq4 芯を契約の相手方が準備し、モーター電源開閉器から施設側切換開閉器へ結線を行う。

ベンチュリーブース修理指示図